



重要なお知らせ

2020年度 認定損害保険制度「第三者損害賠償制度」「業務災害補償制度」「組立保険制度」加入申込書の送付について

「変更の無い方」も全員提出

(自動継続ではありません。前年と同一条件でも必ず提出をして下さい。)

●各種制度の概要は、同封しておりますパンフレットでご確認ください。

【各種制度の年間保険料は、それぞれ下記ページをご覧ください】

■第三者損害賠償制度：7,8ページ ■業務災害補償制度：18～22ページ ■組立保険制度：12～14ページ

1. 申込書の確認をして下さい

- ◆印字されている内容に修正や変更はありませんか？
修正や変更があれば、訂正をお願いします（訂正㊟不要！！）。

2. 変更の無い方も 2019年12月20日（金）までに全員提出して下さい

（補償期間（保険期間）2020年4月1日～の1年間）

- ◆「年間売上高」「決算年月」「売上高確認資料」「加入型」「年間保険料」を忘れず記入（変更の無い場合も必ず記入！）。

↓下記の点にご注意下さい。

※「売上高」：2019年6月30日までに迎えた直近決算期の売上高（消費税込）を記入。

- ◆申込書の1～3枚目の3枚を提出（4枚目は組合員様の控え）。
- ◆印鑑をお忘れなく（印鑑は4枚全てに押して下さい）。

3. 保険料徴収について

保険料は1月分工料より差し引かせていただきます。

その他

全日電工連では、他にも「組立保険制度（個別契約プラン）」・「第三者損害賠償制度の対人上乘せ補償制度」・「生活総合保険制度」も取扱っております。詳しくは同封しておりますパンフレット等をご覧ください。